

# 「遺言控除」の導入検討 相続税の節税効果は一考

なかがわ よしたか  
中川 義敬 (税理士法人コーポレート・アドバイザーズ執行役員、税理士)

**政**府・自民党が、遺言書に基づいて相続を行えば、相続税の負担を軽減する「遺言控除」の導入を検討している。遺産分割を巡る相続人間の争いは年々増加しており、遺言控除の新設によって遺言書を普及させ、トラブルを防ぐことが狙いのようだ。制度の詳細はまだ明らかになっていないが、早ければ2017年の税制改正に盛り込まれるとみられる。その節税効果を含め、新たな相続対策として一考に値しそうだ。

今年1月から相続税の基礎控除が4割引き下げられ、より多くの人にも相続税は身近になってきた。報道によれば、遺言控除はこの基礎控除部分に一定額を上乗せすることが検討され、納税額を少なくする効果が見込まれている。最高裁判所の「司法統計」によると、遺産分割事件の受件数は1985年には5000件あまりに過ぎなかつ

たのが、13年度は約1万3000件にまで増加。今後もますます増えていくと予想されるが、遺産分割でトラブルになるのは遺言書がないことも一因だ。

## 手数料もハードル

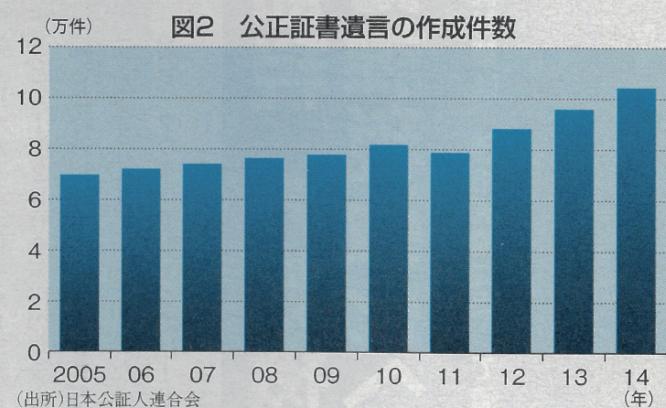
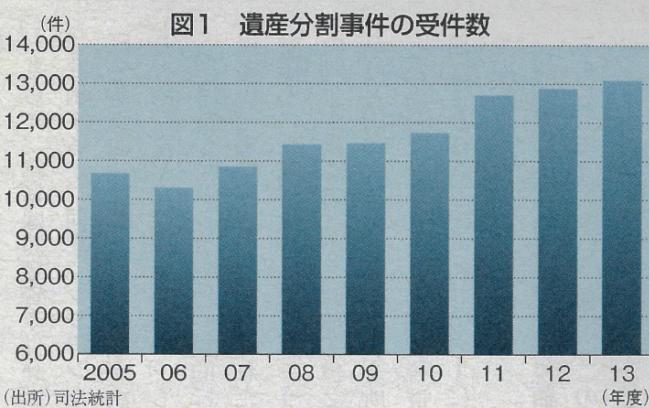
一昔前までは、一家の長男が親の財産を引き継ぐ世襲制が残っていたが、核家族化が進んで家族同士の関係も希薄化し、相続人が互いに自らの取り分を主張する風潮が強まっている。遺言書がなければ相続人による遺産分割協議で全員の合意が必要になるが、民法では遺言書にさまざまな効力を認めており、どの遺産を誰に相続させるかを指定したりすることで、遺産分割協議での争いを防ぐことができる。

各地の公証役場で公証人に作成してもらう「公正証書遺言」の件数も年々増加して

おり、14年には初めて10万件を突破したが、それでも全体の相続発生の件数に比べればごくわずかにすぎない。公正証書遺言の作成には、遺言書に記載した財産の額に応じて少なくない手数料がかかることも普及のハードルだったが、遺言控除の導入によって節税効果が出るのであれば、遺言書の作成を検討する人がなお一層増えていくことも予想される。

ただ、安易に遺言書を作成する人が増えてしまい、逆にトラブルが発生することも懸念される。遺言書の種類には「自筆証書遺言」もあるが、遺言内容、日付、氏名をすべて自筆し、押印するなど、そもそも形式が整っていなければ有効とはならない。また、遺留分（法定相続人に保障された最低限の相続割合）を無視する遺言内容だと、新たなもめごとの火種になる。相続人が不満を持つような遺言内容であれば、相続人全員が合意したうえで、遺言内容に沿わずに遺産分割することもできる。

遺言書は作成するだけでは意味がない。まずは家族で話し合いの場を設け、自分の思いを伝えることが重要だ。遺言控除による節税効果は、そのきっかけにすぎないと考えるべきだろう。



11月に入つてこの動きが新聞で報じられると、大手税理士事務所では顧客向けに注意を喚起するファックスを配信するなど、対応に追われた。もし相続税の節税効果がなくなるのであれば、富裕層がタワーマンションを持つ意味もそれだけ薄れる。ある不動産関係者は「タワーマンションは今後、売却が相次いで値崩れするのではないか」と懸念する。相続増税が巻き起こした余波は、今後も当分收まりそうにない。

相続税の申告では、相続財産の評価額は「時価」が原則だ。しかし、マンションを含め時価を評価しにくい相続財産は、国税庁が「財産評価基本通達」で評価方法を定めている。タワーマンション節税はこの通達に基づいた節税策だったが、国税庁は相続発生前後に売買されたようなマンションについて、売買価格を評価額とみなして課税を強化する方針だ。国税庁はまた、基本通達のマンションの評価方法自体も見直しを検討しているとみられる。

相続税の申告では、相続財産の評価額は「時価」が原則だ。しかし、マンションを含め時価を評価しにくい相続財産は、国税庁が「財産評価基本通達」で評価方法を定めている。

もの乖離があつたという。つまり、時価で相続税を申告した場合に比べ、平均で3分の1も低い評価額で申告されていたことになる。

## 通達の見直しを検討